

1 開会

事務局

ただいまから、第467回宮城県情報公開審査会を開会いたします。

はじめに、本日の定足数ですが5人の委員に御出席いただき、半数以上の出席を必要とする、情報公開条例第26条第2項の規定により、会議は有効に成立していることを御報告いたします。

なお、本日審議を予定しております情報公開条例の一部改正案については、情報公開条例第19条の規定に基づき公開での審議となります。

それでは議事に入らせていただきます。条例第26条第1項の規定によりまして会長が議長とされております。三瓶会長よろしくお願ひいたします。

2 議事

(1) 情報公開条例の一部改正案について

三瓶会長

それでは、次第に従って議事を進めて参ります。

まずは情報公開条例の一部改正案について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、権利濫用に関する情報公開条例の一部改正案について、御説明したいと思います。改正案については、11月14日から12月15日までの間にパブリックコメントを実施しており、それに併せて、条例改正を担当している当課法令班のヒアリングを受けているところです。

本日使用する資料をクリップ留めして、机上配布しております。配布している資料は、会議メモ、別添資料1、2、3、参考として新聞記事の5種類になります。

まず初めに、法令班のヒアリングを踏まえ、改正案の一部を修正しておりますので、修正点について御説明いたします。会議メモ1ページを御覧ください。

1の(責務)第3条第2項の条文についての確認になります。条例第3条第2項の責務についてですが、原案は、「行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、行政文書の開示により得た情報を、この条例の目的に則して適正に使用しなければならない。」であります。最終案①として、「この条例の目的に則し」を正当な権利行使及び適正使用にかけるため、前にもつていき、「行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、この条例により認められた権利を正当に行使するとともに、行政文書の開示により得た情報を適正に使用しなければならない。」としています。

会議メモの2ページをお開きください。

今、御説明した最終案①の他に、法令班ヒアリングにおいて、2ページの下波線囲いの記載のとおり指摘がありました。読み上げさせていただきます。「正当な権利行使の中には、その結果としての適正使用も含まれると思われ。これを分けて規定するのであれば、群馬県の条文、情報公開条例第24条のように、適正な請求とするのがよいのではないかと。また、適正な請求とするか、正当な権利行使とするかにより、その効果には違いがないと考えます」です。この法令班の指摘を受けまして、最終案②を御提示させていただきたいと思ひます。

最終案②として、「行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求を行うとともに、行政文書の開示により得た情報を適正に使用しなければならない。」としています。法令班からは、最終案②の方がベターではないかと言われておりますが、改めて審査会の意見を聞いてくださいとの話がありました。

第3条2項についての説明は以上になりますので、御審議よろしくお願ひします。

三瓶会長

ありがとうございます。まず第3条関係で1点目が、「条例の目的に即し」につい

て、正当な権利行使及び適正使用の両方にかけるということで前にもってくる修正ですね。2点目が、最終案①と②を示していただいております、最終案①が1点目の「条例の目的に即し」を前にもってきたもので、最終案②が正当な権利行使の概念には適正請求と適正使用が含まれることから、群馬県の情報公開条例に倣ったものになっているのですね。最終案①だと正当な権利行使と適正請求が二重になっているから、最終案②の適正請求と適正使用とを並列に置いた方が良いのではないかとということですか。

事務局 はい、法令班からはそのようにアドバイスいただいております。

三瓶会長 先生方、いかがでしょうか。菅野先生はどう思われますか。

菅野委員 事務局はどのように考えているのですか。

事務局 会議メモにも記載してありますとおり、最終案①は山形県の情報公開条例を倣っており、最終案②は群馬県の情報公開条例を倣っていますので、どちらでも構わないと思いますが、どちらが良いかと聞かれれば、事務手続上は、法令班のアドバイスに従った方がやり易いと考えています。

堀澤委員 最終案②において、正当でない適正使用があった場合、何かサンクション（社会的規範からの逸脱に対する心理的・物理的圧力）があり得るのですかね。正当でない適正使用は、止めようがないと思います。書きぶりとしては、最終案②の方がスッキリしているのは分かりますが……。正当な権利行使というものがなくて、規範的に適正な使用を要求できるのかという疑問はあります。

堀澤委員 話が変わりますが、「行政文書の開示を請求するものは」の“もの”は“者”でなくて良いのですか。群馬県の情報公開条例第24条では者となっていますが。

事務局 従前の条文である第3条第2項も“もの”となっており、また、法令班のヒアリングのときも特に指摘されなかったもので、問題ないと思います。

堀澤委員 了解しました。

菅野委員 最終案②は、元々の事務局当初案と同じですよ。

事務局 はい。なお、菅野先生を初めとする委員の皆様からの御指摘を受け、議案として提出しているのが会議メモ1ページに記載している原案になります。

事務局 最終案②がベターというのは法令班の見解であり、法令班からも審査会の判断や意見は当然尊重しますと言われておりますが、改めて審査会に確認して欲しいとの話があったので、御審議いただいているところです。

菅野委員 理屈でどうだとか、どちらが正しいかというのではなく、ある意味、好みの問題ではあるのかと思います。原案は正当な権利行使と適正使用で、最終案②は適正請求と適正使用になっていますが、権利濫用禁止という観点から条例を改正するのであれば、正当でない権利行使は駄目であるという必要があるもので、権利濫用の対になるものとしては正当な権利行使になるのかなと思っております。そうは言っても、情報公開制度の手続きではあるので、開示請求を適正に行わなければならないことは理解しています。どちらにしても趣旨は変わらないと思いますが……。

事務局 なお、情報公開条例の解釈及び運用の基準の解説には、「正当な権利行使として、条例の目的に則した適正な請求を行わなければならない、また、行政文書の開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って適正に使用しなければならない」と記載しております。

三瓶会長 従前の条文には、“正当な”という書きぶりはなかったのですか。

事務局 元々の条文は、別添資料1の改正前の欄に記載のとおりになります。これをベースに考えたので、会議メモ1ページの原案のような書きぶりとなりましたが、法令班からは群馬県の情報公開条例に倣った方がスッキリするのではというアドバイスがありました。

三瓶会長 菅野先生としては、今回、権利濫用禁止規定をおくので、その意味でも、正当な権利行使という言葉を出すべきではないかという主旨ですか。

菅野委員 権利濫用禁止というからには、正当な権利行使というのが自然ではないのかと思います。情報公開制度における適正請求、適正な申請に重きを置くのであれば、最終案②でも差し支えないと思いますが……。繰り返しになりますが、良いとか悪いとかの話ではなく、好みになるかと思えますけど。

三瓶会長 最終案②にすると、今回の改正で、正当な権利行使という言葉が完全に落ちてしまいますよね。

事務局 「この条例の目的に則し」を前にもっていきなさいという指摘があったために、最終案①のとおり「この条例に即し、この条例により認められた権利」というように読みづらくなってしまっています。

三瓶会長 確かに、この条例、この条例と、くどい感じはしますよね。

事務局 くどいと言えば、くどいですが、情報公開条例第1条にあるとおり、“この条例に即し”及び“この条例により認められた権利”という言葉自体はおかしいものではありません。どちらにしても結果は大きく変わる訳ではありませんので、権利濫用禁止規定を設けることから、正当な権利行使という言葉は残しておいた方が良いと改めて思いました。

三瓶会長 権利濫用禁止をおくのであれば、正当な権利行使をという言葉を残しておいた方が良いと思いますので、最終案①が良いのではないのでしょうか。先生方、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局 それでは、最終案①をベースに法令班と調整させていただきたいと思います。正当な権利行使という書きぶりを残しつつ、例えば「行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、正当に権利を行使するとともに、行政文書の開示により得た情報を適正に使用しなければならない。」というようなスッキリした書きぶりにしていきたいと思います。

三瓶会長 続いて説明をよろしくお願いします。

事務局 続きまして、3ページの2の(開示請求権)第4条第3項の条文についてです。

原案は、「実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を却下することができる。」になりますが、最終案として「第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)を受けた実施機関は、当該開示請求が行政文書の開示を請求する権利の濫用と認められる場合に該当するときは、当該開示請求を拒否することができる。」と修正しています。

まず、文末を“却下することができる”から“拒否することができる。”へ修正しております。法令班のヒアリングを受けた際に、“却下”とすると、問答無用で申請を受け付けない意味合いになってしまうが、条例改正の趣旨としては、一旦は申請を受理して、請求内容を確認し、補正をかけてから却下するというのであれば、“拒否”とした方が良いのではという指摘がありました。また、この他のところでも書きぶりを微調整していますが、大きく意味合いが変わるものではありません。

切りの良いところまで、説明させていただきたいと思います。

3の(開示請求の手続)第5条第2項の条文についてです。

まず、第2項に実施機関に関する規定、第3項に請求者に関する規定をおいた方が、収まりが良いとのことで、原案の第2項と第3項を入れ替えています。

また、原案第2項、「開示請求をするものは、実施機関が行政文書の特定を容易に行

えるよう必要な協力をしなければならない。」を第3項として「開示請求者は、実施機関の求めに応じて、開示請求に係る行政文書の特定を容易にするために必要な協力をするよう努めなければならない。」としています。これは、原案では実施機関は努力規定であるのに対し、請求者は義務規定としているのはバランスが悪いとの指摘を受け、請求者についても努力規定の書きぶりに修正しております。

ここまでで、御指摘、御意見がありましたら、よろしくをお願いします。

三瓶会長

ありがとうございます。第4条第3項関係の大きな修正点は、“却下”を“拒否”にした点ですかね。却下規定をおけば、都道府県レベルでは初になるという話でしたが、拒否規定は都道府県レベルでおいているところはあるのですか。

事務局

徳島県の情報公開条例第7条に拒否規定を設けていますが、これは補正に応じない場合は拒否できるといった内容で、権利濫用に絡めた拒否規定はありません。

三瓶会長

却下でも請求自体は受理した上での却下になると思いますが、却下とすると受理もしないで門前払いするようなイメージをもたれるから拒否にしたのでしょうか。

事務局

はい。また、却下にすると他の条文にも影響してくるので、今の条例の条文を活かすのであれば、拒否の方が改正手続をやり易いですとのアドバイスを受けました。

三瓶会長

先生方、いかがでしょうか。

事務局

却下とした場合は、権利濫用に当たるとき以外に、どのようなケースが却下に当たるのかを例示を示す必要があるようです。徳島県の情報公開条例第7条では3つの事例を挙げて、これらに該当する場合は却下することができると規定されています。このため、法令班から権利濫用以外に却下できるケースを考える必要がありますと指摘されています。

後ほど説明させていただきますが、御審議いただいた宮城県行政文書開示請求における権利の濫用に対する取扱い指針（案）の中で却下のための様式（行政文書開示請求却下通知書）を定めておりましたが、法令班とのヒアリングにおいて、却下ではなく、拒否としたとしても、行政文書開示請求拒否通知書を定めるのではなく、不開示決定で拒否する、つまり、行政文書不開示決定通知書の理由付記に拒否理由を記載した方が良いのではないかとアドバイスを受けました。このアドバイスを踏まえて、会議メモ3ページの最終案のような書きぶりに修正しています。

事務局

なお補足になりますが、横浜市の条例では「権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。」と規定されており、群馬県は条例に規定されていませんが、解釈運用基準において「開示請求書の不備が補正されない場合には、行政手続条例第7条により当該開示請求を拒否することができる。」と定められています。却下とすると門前払的な発想になってしまいますので、一旦は受理しますけど、請求内容を審査した上で、開示をしないという判断になれば、それは却下ではなく拒否でないでしょうかという指摘になります。

堀澤委員

お話を聞いていると、行政法上でなくなったはずの受理概念がまだいきいきとした感じがしていて、そのため中々イメージ出来ていませんが、言いたいことは分かる気がします。全く予想されていなかった想定外の請求があった場合の対応方法になるので、お話しいただいている方法は実態判断をしている発想になるかと思います。却下とすると、不開示情報が含まれているか否かの判断ではなくて、不開示決定ではない別の類型を用意する必要があるのかなと感じておまして、指摘では不開示情報があることから全面不開示とする取扱いと同じような取扱いにするという考えなのでしょうか。

事務局

はい、おっしゃるとおりです。

三瓶会長

現時点では、権利濫用に該当する請求があった場合、却下にしても、拒否にしても、

不開示決定で処理するということですよ。却下の場合は、独立した決定になるのかと思いますが、いかがですか。

事務局 当初、却下を考えていたときは、取扱い指針で却下用の別の様式（行政文書開示請求却下通知書）を設けることとしておりました。

三瓶会長 却下とした場合は、条例第6条も改正する必要があると思います。開示決定、部分開示決定及び不開示決定の他に、却下決定を設ける必要があるのではないのでしょうか。

事務局 却下ではなく、拒否とする方向で、今回、第6条も修正しております。後ほど説明するつもりでしたが、別添資料1の2ページを御覧ください。行政文書を開示しない旨の決定、つまり不開示決定の要件に権利濫用に当たる場合も含めるため、左側の欄の下から2行目のとおり「第4条第3項又は第11条の規定により」と“第4条第3項又は”を追記しております。第11条の存否応答拒否と第4条第3項の権利濫用に該当するための拒否を同列に整理しています。

三瓶会長 行政文書を開示しない旨の決定の内訳ですよという整理ですか。

事務局 はい。

三瓶会長 どちらかというと却下は、独立した決定になるのではないかと思います。

事務局 おっしゃるとおり、却下とすると、独立した決定になってしまうので、拒否として、不開示決定に含めた方がよいのではという指摘でした。却下にすると、今回、審議いただいた箇所以外の条文も大幅に修正する必要がありますというアドバイスでした。

事務局 事務局としても、そこまで考えが至らなく、詰めが甘かったということになってしまいます。すみません。

堀澤委員 民事訴訟的には請求に理由があるか否かになりますが、今、審議している権利濫用については、訴え、つまり請求自体が適法か否かを判断する話をしていて、補正に応じなかった場合は、訴状不備に近い話をしているのかなと思いました。却下とすると、様式とか、他の条文に影響がでるといふのであれば、拒否でも良いと感じています。

三瓶会長 却下だと大ごとになる感じはしますね。同じ効果を発生させるのであれば、拒否でも良いのかと思います。先生方、いかがでしょうか。

菅野委員 拒否でも異論はないです。言葉としての拒否だと、拒否して、拒否して、エンドレスになり、いつ終わるのだろうかとなってしまいますので、打ち切りでできた方がよいという意味で却下でも良いと思っていました。補正に応じなかったら却下かなという感じはしますが、拒否にしても、不開示決定という処分を行うことなので、仮に不服があれば審査請求をすることができることから、条例制定実務を踏まえ、拒否としても異論はありません。

三瓶会長 では、拒否でよろしいですかね。

事務局 ありがとうございます。

三瓶会長 もう1点よろしいですか。会議メモ3ページの最終案の第4条第3項が、「権利の濫用と認められる場合に該当するときは」となっていますが、従前の原案の「権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは」の方が良いような感じがします。最終案だと、何か規範があって、これに当てはまるから拒否ですよということになり、では、その規範とは何かということになってしまおうと思います。最終案のように修正した理由、意味は、何かあるのですか。

菅野委員 三瓶会長と感覚は一緒だと思いますが、権利の濫用に認められる場合と該当するかどうかは同じことだと思います。権利濫用と認められる場合は以下のとおりとあって、その認められる場合に該当するよねということになります。該当する場合を設けるのであれば、認められる場合も設ける必要があると思います。

堀澤委員 この条文を読んだときに、裁量とかを考えたいのかと思いましたが、権利濫用は裁量の話ではないので、その点でも、判断を入れるのはおかしいと思います。

三瓶会長 繰り返しになりますが、正した理由、意味は、何かあるのですか。

事務局 法令班からこのように修正してくださいとの指示があったので従いました。

堀澤委員 “該当するときは”とすると、“各号に該当するときは”とし、下に該当要件を記載する必要があります。

事務局 「第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）を受けた実施機関は、行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。」とするのは、いかがでしょうか。

三瓶会長 それで、良いのではないですか。

事務局 ありがとうございます。

三瓶会長 続いて、第5条第2項ですね。

事務局 請求者にだけ義務を課す“必要な協力をしなければならない”という書きぶりで、実施機関は“必要な協力をするよう努めなければならない”というのはおかしく、逆ではないかとの指摘を受けたので、修正しています。

三瓶会長 どちらも努力規定にしたということですね。

事務局 はい。原案の第2項と第3項を入れ替えたのは、実施機関の規定を前にもってきたほうが、収まりが良いということです。

三瓶会長 ここはよろしいですかね。続いて、説明をお願いします。

事務局 4の（開示の実施）第7条第3項及び第4項の条文についてです。
原案は、第3項が「開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があった日から90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」、第4項が「前項ただし書に規定する正当な理由がないのに開示請求者が開示を受けないとき、実施機関は、開示請求に係る行政文書を開示したものとみなす。」です。最終案は、第2項が「開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があった日から90日以内に開示を受けなければならない。」とし、ただし書き以下を第4項にもっていています。第4項が、「前項の場合において、開示決定を受けた者が前項の期間内に開示を受けないときは、開示請求に係る行政文書は、当該開示決定を受けた者に対して開示されたものとみなす。ただし、当該開示決定を受けた者において当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」とし、原案第3項のただし書きを後段にもってきて、条文の書きぶりを若干修正しておりますが、大きく意味合いが変わるものではありません。

三瓶会長 ここまでで、御指摘、御意見がありましたら、よろしくをお願いします。

事務局 除外規定の意味づけですが、90日以内に開示を受けなければならない場合の除外規定なのか、みなし開示の除外規定なのかで、意味合いが変わってくると思います。

事務局 おっしゃるとおりです。

事務局 理解は不足しているところがありますが、第3項にただし書き、除外規定を設けると、正当な理由の判断は実施機関がすることになり、第4項に設けると、請求者が正当な理由を明確に説明する必要があるということになるようです。そのような意味で、第4項に設けた方が良いと思いますとのアドバイスを受けています。ただ、何故そのように読めるのかは、理解が不足しているところでございます。

事務局 どちらにしても正当な理由を説明するのは請求者になりますかね。

三瓶会長 これだと開示等決定後、90日が経過すると自動的にみなし開示が発動されますよ

ね。争うのであれば、正当な理由を説明しなさいということですよ。最終案の方が、やり易くはなりますよね。

堀澤委員

“正当な理由”については、取消訴訟の出訴期間の教示でも使われていますが、正当な理由を説明しながら出訴さえしてしまえば、手続上、あまり困らないと思いますが、第7条の場合は、正当な理由を示されれば、片付けていた交付物を引っ張りだしてくる必要が生じてしまいます。そうすると90日が経過しても、結局かわりないという感じはします。今回の議論からは外れてしまいますが、“処分の日から正当な理由がなく1年を経過したときは、当該開示物を受けることができない”といった規定も必要になるのではないのでしょうか。

三瓶会長

そこは次の課題になるのですかね。現時点では、第7条第3項及び第4項はこれよりよいですかね。

事務局

ありがとうございます。

引き続き、5の上記1～4以外の修正点についてです。ここまで御説明した以外の修正点、3点について、説明させていただきます。別添資料1を御覧いただきたいと思います。別添資料1の2ページをお開きください。

1点目は、第5条第1項になります。改正前は「前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。」を、「開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。」と修正しています。

2点目は、第6条第1項になります。別添資料1の2ページをお開きください。右側の改正前の第6条第1項の2行目の括弧内に「行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は行政文書を開示しない旨の決定（第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定及び開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定を含む。）」とありますが、先ほど御説明した第4条第3項の請求拒否規定を追加したことにともない、左側のように“第4条第3項又は第11条の規定により”と修正しています。

当初は、請求を却下する場合、行政文書開示請求却下通知書をと新しい様式を定めることとしておりましたが、却下ではなく拒否とすることから、新しい様式を定めるのではなく、権利の濫用に該当する場合であっても、行政文書不開示決定通知書により拒否することとした方がよいとの法令班の指摘がありましたので、そのようにしております。

3点目は、第13条第2項になります。今回の条例改正の趣旨に直接関係しませんが、今回お改正に併せて修正するものです。改正前の「第4条の行政文書の開示」の“第4条の”を削除し、「行政文書の開示」と修正しています。

ここまでで、御指摘、御意見がありましたら、よろしく願います。

三瓶会長

先生方、何かありますか。拒否の場合でも、行政文書不開示決定通知書を使うということですね。

事務局

はい。

三瓶会長

続きの説明をお願いします。

事務局

それでは、会議メモにお戻りいただき、5ページをお開きください。

6の「不適正な大量請求である場合」の考え方についてです。今回の条例改正に直接的には関係しませんが、法令班のヒアリングの際に大量請求と権利の濫用との関係について、整理した方がよいとの指摘を受けましたので、今回、先生方の御意見を伺いたいと思います。会議メモ5ページに記載のとおり権利の濫用に対する取扱い指針において

は、不適正な大量請求である場合の類型を、(1)の“害意のある大量請求”と、(2)の“実質的に行政文書の特定に至らない包括的な請求”として整理しておりましたが、法令班のヒアリングを受けた際に、波線囲いに記載のとおり指摘がありました。読み上げさせていただきます。大量請求と一口にいても、AとBは一応別問題と考えます。Aとして、文書は特定されているがその量が多い大量請求なのか。これは指針2(1)に当たると考えます。Bとして、包括的な大量請求なのか。これは指針2(2)に当たると考えます。

次のページをお開きください。B、包括的な大量請求について、対象文書の特定性の問題として取り扱うことは、H23の2つの高裁判決で認められたところである。Aの特定された大量請求とBの包括的な大量請求とを、まとめて権利濫用で取り扱おうとされているように読めてしまうため、本当にそれでよいのかは検討が必要で、情報公開審査会の委員とも考えを共有した方がよいと考えます。

なお、Bの包括的な大量請求は1回性の問題、Aの特定された大量請求は継続性の問題ともいえ、Bについては、1回の請求において補正を複数回求めても請求者が応じず特定がされていないというのであれば、そこで不開示決定により対処することが可能です。Aについては、今回の開示請求より前にあった開示請求における事情も考慮に入れて今回の開示請求について不開示(権利濫用)としてよいか判断していくという点で違いがあると思います。これらの問題について、学者の中には、やはりまとめて権利濫用により対応するのがよいのではないかという方も少なからずはいるので、そのように整理するのであればそれでもかまわないが、いずれにせよ整理は必要と考えていますという趣旨であります。

6ページの権利濫用請求の該当要件の類型のところを御覧ください。

指針案においては、類型として、大きく“条例の目的に反する開示請求である場合”と“不適正な大量請求である場合”の2つの類型に分け、“条例の目的に反する開示請求である場合”を4つの類型、“不適正な大量請求である場合”を2つに分けております。法令班の指摘としては、1の(3)に害意をもって請求する類型があるけれども、敢えて、2の(1)に害意のある大量請求という類型を置く必要があるのかということになります。つまり、害意のある請求が“たまたま”大量請求であるということ、2の(1)は1の(3)に含まれるのではないのでしょうかということです。

事務局としては、どちらも害意のある請求にあたるが、1の(3)は情報公開と直接関係ない事項を主たる目的としたもので、2の(1)は請求者の目的が実施機関の業務に支障を生じさせることを主たる目的としたもの整理し、敢えて分けている旨を説明しています。

この点について、御指摘、御意見がありましたら、よろしくお願ひします。

三瓶会長

権利濫用請求の該当要件の類型を大きく2つに分けていただいて、それぞれ4類型と2類型を定めております。今回、便宜上、AとBに類型を分けていただいて、この類型の該当性について、この整理で良いのかという指摘があったということですかね。害意については、事務局からの説明のとおり、主たる目的が何なのかということになりますので、この整理で構わないと思いますが・・・。

事務局

繰り返しになりますが、“害意のある大量請求”は、(3)の“特定の個人又は職員等への誹謗、中傷、威圧、攻撃など情報公開と直接関係のない事項を主たる目的とし、害意をもって請求する。”に含まれるのではないですかという指摘を受けたところです。“害意のある大量請求”は、職員に対する誹謗中傷などの情報公開と直接関係ない事項を主たる目的としたもので、(3)の害意のある請求は、実施機関の業務に支障を生じ

させることを主たる目的としたものと整理している旨は法令班に説明しておりますが、念のため再確認してくださいとの指示がありました。

三瓶会長

害意といっても、完全に重なっている訳ではありませんよね。指針で2の(1)は、「害意が認められる請求とは、上記1(1)から(4)に示される請求を繰り返し行うことなどにより」と“などにより”と定めているので、これら以外で事務処理能力を減殺させることを目的としているのであれば、2の(1)に該当するという整理で良いですよ。完全に重なっていないので、これくらいの種類の整理で問題ないと思います。いかがでしょうか。

堀澤委員

権利濫用の該当する旨の理由付記を書くときに、1の(2)に該当するとか、2の(1)に該当するなど、どの類型に該当しているかについてまで書く必要はないと思います。

三瓶会長

取扱い指針では、具体例を挙げながらこのような類型で整理していますが、拒否する場合、不開示決定通知書の理由付記にどの類型に該当している旨は書きませんよね。

事務局

はい。例えば、「以上を踏まえ、あなたの請求は特定の職員を威圧することを目的としており、権利の濫用に該当し、不開示とします。」などとし、そこに至るまでの請求者の態様、言動、経過等を作文してもらうこととしています。

堀澤委員

類型はあくまでも、実施機関が判断する上で参考とするものなので、明確に整理する必要はないと思いますが。

三瓶会長

「学者の中には、やはりまとめて権利濫用により対応するのがよいのではないかという方も少なからずはいる」と指摘されていますが、その辺りはどうですか。

事務局

意図とすると、著しい大量の開示請求が直ちに権利の濫用に該当するわけではなく、業務上の支障が看過できない程の大量の請求があった場合、対象文書の範囲を絞るように協力を求めたにもかかわらず、請求者が正当な理由もなくこれを拒否するケースと、判例をみると、息子が分限処分を受けたので、その腹いせに大量請求をするという明らかに害意のある請求をするケースがあるので、やはり1の(3)と2の(1)はあった方が良いと思っています。お配りした判例もなかなか読み解くのは難しく、同志社大学の教授が書いた横須賀市の事案については、特定の部局が保有する全ての行政文書というのは、一応、対象行政文書を特定できるものではあるけれども、数がめちゃくちゃ多いので権利の濫用に当たるとというのが一審で、一方、二審はそもそも“全て”や“一切”では特定されたことにはならないと結論付けており、両方とも結果は同じになっています。同志社大学の先生は、“全て”や“一切”では文書を特定したことにならないというアプローチは正当な開示請求が阻害されるおそれがあると警鐘をならす論説になっていました。

事務局

事務局としては、このままの整理で問題ないと考えています。堀澤先生がおっしゃるとおり、この取扱い指針の2の部分に該当するから拒否しますよという理由付記にはなりませんので。

事務局

この取扱い指針については、これまででも説明しておりますとおり、告示として県公報に掲載する予定ですので、掲載するにあたり、今後、法令班のチェック、審査を受けることになっています。審査を受けた後に審査会に確認するのではなく、あらかじめ審査会に確認しておいた方がスムーズに行くのではないですかという意図です。

三瓶会長

現状の案で良いと思います。

事務局

ありがとうございます。

三瓶会長

では、休憩に入りたいと思います。

(休憩)

三瓶会長
事務局

引き続き、よろしく申し上げます。

続きまして、7の宮城県行政文書開示請求における権利の濫用に対する取扱い指針(案)についてです。先ほど、条例第4条第3項の請求却下規定から請求拒否規定に修正したことに伴う修正になります。別添資料2を御覧いただきたいと思います。1ページから、却下を全て拒否に朱書きで修正しておりますので、ざっと見ていただければと思います。今回は、大きく修正したところを説明させていただきたいと思います。

6ページの上の(4)を御覧ください。

原案では、「権利の濫用に該当すると最終的な意思決定を行った場合、行政文書開示請求却下通知書(別記様式5号)より通知するものとする。」としておりましたが、先ほど御説明したとおり、当初は、請求を却下する場合、行政文書開示請求却下通知書という新しい様式を定めることとしておりましたが、却下ではなく拒否とすることから、新しい様式を定めるのではなく、権利の濫用に該当する場合であっても、行政文書不開示決定通知書により拒否することとしたので、このような書きぶりに修正しています。

次に7ページの3を御覧ください。

原案では、「行政文書開示請求却下通知書には、権利濫用請求と判断する前提となった事実及びそのように判断した理由をできる限り詳しく記載し、異議申立の利便を図ること。」としておりましたが、同じ理由で「行政文書不開示決定通知書には、権利濫用請求と判断する前提となった事実及びそのように判断した理由をできる限り詳しく記載し、審査請求の利便を図ること。」と修正しております。

最後に、その下の4です。

原案では、「実施機関は、当該請求について権利濫用請求であると判断し却下の決定を行った場合には、その旨を宮城県情報公開審査会に報告すること。」としておりましたが、「実施機関は、当該請求について権利濫用請求であると判断し不開示の決定(請求拒否)を行った場合には、その旨を宮城県情報公開審査会に報告すること。」と修正しております。

ここまでで、御指摘、御意見がありましたら、よろしく申し上げます。

三瓶会長

ありがとうございました。先生方、何かございますか。

却下を拒否にする修正と、拒否は行政文書不開示決定通知書で行う旨の修正と、異議申立を審査請求とする修正になりますかね。

堀澤委員

7ページの3になりますが、「審査請求の利便を図ること」としてありますが、勝手に取消訴訟をしても良いので、「不服申立の利便を図ること」とした方が良いと思いました。理由付記の制度では、「行政庁の判断の慎重さと合理性を担保し、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせることで不服の申立てに便宜を与えることを目的としています」となっているはずなので、この書き方も審査請求と取消訴訟の両方含んで、このようになっていると思います。

事務局
三瓶会長
事務局

ありがとうございます。

他に何かありませんか。

この取扱い指針については、宮城県公報において告示することとしており、今後、法令班と記載内容を詰めていくこととなります。つきましては、今後、法令班から修正の指摘があった場合は、会長と相談しながら、いわゆる会長一任で事務処理を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。当然、全く変わってしまう場合は審査会に確認させていただきませんが、主旨が変わらないのであれば、そのように進めさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局

最後に、8のパブリックコメントの結果と意見になります。別添資料3を御覧いただきたいと思います。

「情報公開条例の一部改正（案）及び「宮城県行政文書開示請求における権利の濫用に対する取扱い指針（案）」に対する県民の意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方になります。

1のパブリックコメントの募集期間については、令和7年11月14日（金）から令和7年12月15日（月）まで行いました。

2の意見総数は、個人3人から3件ありました。項目数としては5件になります。御意見・後提言の要旨及び本県の考え方をお目通しいただければと思います。

なお、今後、このペーパーをホームページで公表して予定であります。

三瓶会長

御意見・後提言の要旨は、そのままの文章ですか。

事務局

原文の主要部分を抜粋しております。

三瓶会長

先生方、パブリックコメントについて何かありますか。

（特になし）

三瓶会長

ないようなので、本件については以上となります。ありがとうございました。

(2) 前回審査会会議録の確認

- 三瓶会長 | 引き続き、次第に従って議事を進めて参ります。
まずは前回の審査会の会議録の確認ですけれども、修正の連絡はございましたでしょうか。
- 事務局 | ございませんでした。
- 三瓶会長 | 委員の皆様から、会議録についての御意見はございますか。
(異議なし)
- 三瓶会長 | なければ、これで会議録を確定とさせていただきます。

(3) 諮問第262号事案(教職員のコンプライアンス確認関係文書)に係る審議

- 三瓶会長 | それでは、諮問第262号事案について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 | 諮問第262号事案について御説明いたします。
前回の審議を踏まえ「コンプライアンス・チェックシートの取扱いについて」及び「コンプライアンス・チェックシート裏面の番号について」の2点について担当課に照会しました。
本照会に対しての実施機関からの回答について御説明いたします。

平成29年度、平成30年度及び平成31年度のコンプライアンス・チェックシートについて、保存年限が過ぎているにもかかわらず、破棄しなかった理由及びその根拠について照会したところ、次のとおり回答がありました。

理由については承知していないが、保存年限の認識が不足していたものと思われる。

令和7年9月19日付け教第249号で「コンプライアンス・チェックシートの取扱いとして、管理職に対する研修や会議及びコンプライアンス推進担当者研修会では、『C』評価又は『D』評価を記入した教職員に対して、コンプライアンス推進委員による聞き取りとシートの1年間の保存を周知している。」の回答があったが、その周知内容が分かる研修資料等の有無及び資料等がある場合は当該資料等の提出を求めたところ、次のとおり回答がありました。

資料としては、宮城県立コンプライアンス・マニュアルのp9を用いて、口頭で説明しているため当該資料を提出する。

なお、周知している内容としては、「C」又は「D」評価を記入した教職員に対してコンプライアンス推進委員による聞き取りと全員のシートが1年間保存となるため申し添える。

補足すると、1年の保存年限を過ぎて、全員が「A」又は「B」評価であったため当該校にて延長の必要はないとして文書規程のとおり廃棄されたものと判断している。

実施機関から提出された資料は、既に実施機関から提出のあった宮城県立コンプライアンス・マニュアルを一部抜粋したものになります。

全員が「A」又は「B」評価であったことから廃棄したため、実施機関が不存在と主張している「令和元年度第Ⅱ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート」について全員が「A」又は「B」評価であったことを確認した職員、また、破棄を判断した職員は誰かについて照会したところ、次のとおり回答がありました。

確認した職員は、令和元年度のコンプライアンス推進担当者となる。
なお、破棄については、当時の校長の承認を得て行ったものと考えている。

コンプライアンス・チェックシート裏面の番号についてですが、これにより記入者が識別され、又は識別され得るものなのか、そして同番号に意味はあるか、当該番号の性質について照会したところ、次のとおり回答がありました。

コンプライアンス推進担当者が、学校で役職順等により作成した一覧名簿をもとに、対象職員を探しやすいように付した番号となる。したがって、名簿との照合により識別され得るものになる。

以上が実施機関からの照会に対する回答になります。

三瓶会長 はい。ありがとうございます。今の説明について委員の皆様、何かございますか。
(特になし)

三瓶会長 「令和元年度第Ⅱ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート」のみ不存在の理由について実施機関に照会したところ、理由については承知していないが、保存年限の認識が不足していたものと思われるという回答があったということですね。コンプライアンス・チェックシートの取扱いについては宮城県立コンプライアンス・マニュアルに沿って口頭で説明しているということですが、「C」又は「D」評価を記入した教職員に対してコンプライアンス推進委員による聞き取りを周知しているということは、裏を返せば、「A」又は「B」評価を記入した教職員に対しての聞き取りは不要ということですね。そして、全員のシートが1年間保存であることを周知しているということですね。また、「令和元年度第Ⅱ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート」については記入者全員の評価が「A」又は「B」であることを令和元年度のコンプライアンス推進担当者が確認し、校長の承認を得て廃棄したのではないかということですね。

続いて、コンプライアンス・チェックシート裏面の番号ですが、コンプライアンス推進担当者が、学校で役職順等により作成した一覧名簿をもとに、対象職員を探しやすいように番号を付しており、照合することにより識別され得るようですね。

委員の皆様、何かございますか。

(特になし)

事務局 ありがとうございます。それでは、答申初稿について読み上げさせていただきます。

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、令和4年1月11日付けで、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「石巻西高等学校のコンプライアンス・チェックの内容とその報告に関する文書（平成29～令和2年度の4年度分）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」とい

う。)として、下記のを特定した。

- (1) 平成29年度第Ⅰ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート
- (2) 平成29年度第Ⅱ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート
- (3) 平成30年度第Ⅰ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート
- (4) 平成30年度第Ⅱ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート
- (5) 平成31年度第Ⅰ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート
- (6) 令和元年度第Ⅱ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート
- (7) 令和2年度第Ⅰ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート
- (8) 令和2年度第Ⅱ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート

その上で、実施機関は、上記本件行政文書2(6)については、「令和元年度Ⅱ期の文書は全て問題なしであったことから学校で処分し、不存在」であることを確認し、一部について開示をしない理由等を次のとおり付して行政文書部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、令和4年2月24日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

記入者の職氏名及び印影については、公開することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害されるおそれがあるため。

条例第8条第1項第7号該当

概要欄については、公開することにより記入者が自由かつ率直な意見を述べなくなるなど、コンプライアンスチェックの目的が達成できなくなり、公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるため。

- 3 審査請求人は、令和4年4月15日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件行政文書の非開示とされた部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件行政文書の非開示とされた部分の全部又は一部については、実施機関が挙げる本件処分の理由が妥当せず、本件処分は不当である。
- (2) 条例第8条第1項第2号ただし書口は、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」と定めている。

当該規定は、公務員等といえども、個人としての権利利益を保護される必

要がある一方、県の説明責任の観点から、公務員等の職務遂行に係る情報のうち公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非開示情報から除くこととしたものである。

本件行政文書の非開示とされた、記入者の氏名、職及び印影には、「公務員」である石巻西高等学校の各教職員に係る情報が記載されていると考えられる。

本件行政文書には記入者自身の石巻西高等学校におけるコンプライアンスに係る情報が記載されており、それだけでなく、記入者自身が見聞きした他の各教職員のコンプライアンスに係る情報についても記載されていると考えられる。コンプライアンスに係る情報は、石巻西高等学校において遂行される職務についてのものであり、記入者自身及び他の各教職員のコンプライアンスに係る情報は、「職務の遂行に係る情報である」といえる。したがって、コンプライアンスに係る情報のうち、各教職員の「職」及び「氏名」の情報は、当該規定によって非開示情報から除かれるべきである。

なお、印影は、「職」及び「氏名」の情報と紐づけられている可能性が高く、非開示情報から除かれるべき「職」及び「氏名」と関連する印影についても「職」及び「氏名」に該当すると解され、非開示情報から除かれるべきである。また、「職」及び「氏名」に印影を含めるのが解釈上困難であるとしても、印影によって現れたのが「氏名」又は「職」であるときは、印影のうち、「氏名」又は「職」に当たる部分については、非開示情報から除かれるべきである。

- (3) 条例第8条第1項第7号は、「県の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」と定めている。

実施機関は、本件行政文書の非開示とされた概要欄について、公開することにより、記入者が自由かつ率直な意見を述べなくなるなど、コンプライアンスチェックの目的が達成できなくなり、公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるとする。

一般論としては、実施機関の指摘が妥当する可能性は否定できない。しかしながら、本件においては、審査請求人は、報告書原案、本件事故調査及び本件事故再調査等によって、本件事故に係る情報を知っており、又は知ることが予定されており、審査請求人が本件事故に係る情報を得ており、今後も得ることが予定されていることについては、本件事故再調査に協力している石巻西高等学校の各教職員も理解しているところであり、本件限りの公開であれば、本件事故に関係すると考えられる概要欄に記載されている情報が公開されるとしても、実施機関が指摘する支障は生じないと考えられる。また、そもそも、概要欄に記載されているのは石巻西高等学校の各教職員の意見というよりも、むしろ、各教職員が見聞きした、低評価を根拠づける事実であると考えられ、自由かつ率直な意見という観点からの本件処分の理由は妥当しない。

本件行政文書の非開示とされた概要欄を開示することは、条例第8条第1

項第7号の要件には該当しない。

- (4) 実施機関は、本件行政文書2(6)について、「全て問題なしであったことから学校で処分し、不存在」としている。しかしながら、「全て問題なし」の趣旨が判然としないところであるが、本件行政文書の評価欄記載のA評価が「問題なし」を意味することから、「全て問題なし」が本件行政文書2(6)に記載されていた評価が全てA評価であったという意味であるとすると、本件行政文書2(1)ないし(5)、並びに(7)及び(8)が存在しており、「全て問題なし」でなかったと考えられることから、本件行政文書2(6)だけが「全て問題なし」だったというのは稀有であり、むしろ不自然であるといわざるを得ない。また、仮に本件行政文書2(6)について、「全て問題なしであった」としても、通常、コンプライアンスチェックに係る情報は、石巻西高等学校においても重要な情報であり、少なくとも数年間は保管していると考えられることから、本件行政文書2(6)が処分されているというのも不自然である。

実施機関が本件処分の理由として挙げる、本件行政文書2(6)が「全て問題なしであった」こと及びそうであるから処分したことは不自然であり、本件行政文書2(6)が存在している可能性は否定できない。

- (5) 以上から、本件行政文書の非開示とされた部分のうち、記入者の氏名、職及び印影については、条例第8条第1項第2号に該当するとしても、同号ただし書に該当し、概要欄については、同項第7号に該当しないのであるから、審査請求の趣旨どおりの決定を求める。

- (6) 最後に、条例第8条が原則開示を定めているとおり、実施機関の保有する情報については、できるかぎり開示されなければならない、原因究明の観点からも、本件においては、本件行政文書の非開示とされた部分について、仮に非開示事由に該当するものがあっても、条例第10条(裁量的開示)の適用により、積極的に開示がなされるのが望ましい。さらにいえば、審査請求人が本件開示請求をする前に、実施機関から、より積極的に、任意開示がなされるのがより望ましかった。

それにもかかわらず、実施機関から積極的な開示がなされず、審査請求人が本件開示請求をして、さらには審査請求の申立までせざるを得なかったことは極めて遺憾である。

審査請求人らは、本件処分が不当であると考えているが、実施機関に対して、本件行政文書の非開示とされた部分について、積極的な開示をされるよう改めて期待するとともに、実施機関の積極的な開示により、本件事故の再発防止及びその前提としての原因究明に向けて一歩前進できるものと信じるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 「宮城県立学校コンプライアンス・マニュアル」に則り、教職員の不祥事根絶のため、各校に勤務する教職員一人一人が自らの行動について、常に望ましいも

のであったか、定期的に振り返りを行うことで自らの行動を確認し、不十分な点があればそれを改めていく取組の推進を目指している。そのため各校が独自でコンプライアンス推進委員会を設立し、不祥事を未然に防ぐために学校組織として定期的に日常の法令順守状況等について点検を行い、望ましくない点があれば教職員が協力して改善に取り組む体制を構築している。このコンプライアンスに向けた取組は、学校組織・教職員が自らの行動を振り返り、足りなかった部分を補うことで不祥事の発生を予防し、さらにそこを基点として県民から信頼される学校や教職員として成長していくことで県民の期待にこたえられる質の高い教育活動の提供につなげていくことを目的としている。

よって、教頭を中心とした、各推進担当者は、各校の独自性を活かしながら、コンプライアンス・チェックシートの記入事項の確認、面談結果についてとりまとめ、次月の職員会議等の場で概要の報告を行い、改善すべき事項について、全職員に改善に向けた取組を促す。その際には、相談者や報告者など特定の職員に係る事項等であることが判明しないよう一般的な所見事項として報告する等、本人の特定に結びつかない表現に配慮することを留意事項として記している。

このことからコンプライアンス・チェックシートの各教職員の記入事項は、その機能性、また記入する教職員の自由度も重視すれば、必然的に条例第8条第1項第2号及び第7号に該当し、非開示とすることが望ましいものと判断される。

2 上記1に示した各校のコンプライアンス推進委員会の業務遂行のためにコンプライアンス・チェックシートの果たす役割を勘案すれば、記入者の職氏名及び印影を公開することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害されるおそれがあることから、氏名を非開示としたものである。

3 概要欄については、非公開であることを保証することにより、職員が率直な意見等を表現できるようにするものであり、公開することにより記入者が自由かつ率直な意見を表現できなくなると、コンプライアンス関連情報の収集に支障をきたし、コンプライアンスチェックそのものの目的が達成できなくなるとともに、公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められることから、備考欄の記述内容を非開示としたものである。

4 「宮城県立学校コンプライアンス・マニュアル 令和2年3月改定」P9一部抜粋「・面談を行った推進担当者は、面談の記録とチェックシートの写しを、専用のファイルに保存する。(原本は本人に返却し、保存は1年間とする。)」とあり、保存に関しては1年間としている。

今回の開示請求は令和4年1月11日であり、保存年限である1年が経過し廃棄処分しているものであることから、本件行政文書2(6)を不存在としたことは合理性があり不自然ではない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにす

るとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、本件処分の妥当性について検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第8条第1項第7号の規定について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関（以下「県等」という。）が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」を非開示事由として規定しており、公開することにより、県等が行う事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

(3) 非開示情報の該当性について

ア 教職員の職、氏名及び印影並びにコンプライアンス・チェックシート裏面の番号

実施機関は、第4の1及び2のとおり、教職員の職、氏名及び印影を条例第8条第1項第2号の規定により、非開示としている。

通常、公務員等の職及び氏名等は、その職務の遂行に係る情報であるときは、同号ただし書口の規定により、開示するものである。

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその組織上の地位に基づいて所掌する事務事業に関して、当該事務事業を実施したことにより記録された情報をいうものであり、当該情報は当該公務員等の具体的な職務の遂行と直接の関連を有するものと解される。

上記のほか、コンプライアンス・チェックシート裏面に記載された番号を同号の規定により非開示としていることから、実施機関に対して、当該番号の性質について説明を求めたところ、次のとおり回答があった。

コンプライアンス推進担当者が、学校で役職順等により作成した一覧名簿をもとに、対象職員を探しやすいように付した番号になる。したがって、名簿との照合により識別され得るものになる。

また、実施機関の説明によると、本コンプライアンス・チェックは、第4の1のとおりコンプライアンス事務の一環として、全教職員を対象に行われたものであり、各教職員が自己の主観的認識を率直に表現し記載することが、本件行政文書に係る事務事業の公正又は円滑な執行を確保する上で不可欠であるといえる。

そして、本件行政文書は、当該教職員が適正な学校運営に資するために作成したものであって、当該教職員の具体的な職務の遂行との直接の関連を有するものと認められることから、同号の規定により、非開示としたことは妥当ではない。

一方、当該情報は、公にすることにより、本件行政文書に係る事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあることから、同項第7号に規定する非開示情報への該当性についても以下検討する。

実施機関の説明によると、第4の1のとおり、関係教職員以外には内容を明かさないことを前提として、教職員の忌憚のない率直な回答を期待してなされたものといえる。そして、特定の個人が識別され、又は識別され得る教職員の職、氏名及び印影並びにコンプライアンス・チェックシート裏面の番号が公にされると、今後他の機関も含め、同種の調査が行われた場合に、回答しようとする教職員が忌憚のない意見を表明することや自己の主観的認識を率直に表現し記載することを躊躇し、記入事項が形がい化、空洞化するなどして、必要かつ有益な情報を十分収集できず、結果として、実態の把握、再発防止策の検討ができなくなって、今後の同様なコンプライアンス事務の適正かつ確かな遂行に支障をきたす蓋然性が認められる（大阪地裁平成17年(行ウ)第140号、平成19年6月29日判決参照）。したがって、教職員の職、氏名及び印

影並びにコンプライアンス・チェックシート裏面の番号は、同号に規定する非開示情報に該当し、非開示とすることが妥当である。

イ コンプライアンス・チェックシート備考欄の記述内容

本コンプライアンス・チェックは、上記アのとおり実施されるものであるが、当該チェックシート備考欄の記述内容が公にされると、上記アの整理に照らし、今後の同様なコンプライアンス事務の適正かつ的確な遂行に支障をきたす蓋然性が認められる（上記大阪地裁判決参照）。したがって、コンプライアンス・チェックシート備考欄の記述内容は、条例第8条第1項第7号に規定する非開示情報に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

これに対し、審査請求人は、報告書原案、本件事故調査及び本件事故再調査等によって、本件事故に係る情報を知っており、又は知ることが予定されており、審査請求人が本件事故に係る情報を得ており、今後も得ることが予定されていることについては、本件事故再調査に協力している石巻西高等学校の各教職員も理解しているところであり、本件限りの公開であれば、本件事故に関係すると考えられる概要欄に記載されている情報が公開されるとしても、実施機関が指摘する支障は生じることはない旨主張する。

しかし、条例第4条において「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる」と規定されており、何人に対しても、目的のいかんを問わず開示請求を認めていることから、条例に定める情報公開制度は開示請求者が誰であるかを考慮しないこととなっている。すなわち、誰が請求しても同じ取扱いとする制度趣旨であり、特定の情報を特定の者だけに開示し、第三者には開示しないということは認められず、当該主張のような個別事情は上記判断に影響しない。

(4) 本件行政文書2（6）の不存在について

実施機関は、本件行政文書2（6）については、当該行政文書の保存年限である1年が経過しており、かつ全て問題なしであったことから学校で処分したため、存在しないと説明している。

審査請求人は、第3の2（4）のとおり主張していることから実施機関に対して、「宮城県立学校コンプライアンス・マニュアル」の提出及び不存在理由の詳細理由について説明を求めたところ、次のとおり回答があった。

(ア) コンプライアンス・チェックシートの取扱いとして、管理職に対する研修や会議及びコンプライアンス推進担当者研修会では、「C」評価又は「D」評価を記入した教職員に対して、コンプライアンス推進委員による聞き取りとシートの1年間の保存を周知している。このことから、本件行政文書2（6）は、全員が「A」評価又は「B」評価であったため、当該校にて廃棄され存在していない。

(イ) この年のみ廃棄したのは、地方機関等文書規程の保存年限の種別上、当該チェックシートは第5種（1年保存）に該当するため、令和2年度の終了により廃棄するに至ったため。

また、実施機関から提出された「宮城県立学校コンプライアンス・マニュアル」によれば、コンプライアンス推進担当者は、コンプライアンス・チェックシートを基に全職員と個別に面談を行い、面談記録とチェックシートの写しを、専用のファイルに保存することが規定されており、その保存期間は1年間とされている。

そのため、同じ保存年限で廃棄した行政文書と廃棄していない行政文書があるという文書管理上の取扱いを異にしていたことから、実施機関に対して、この理由について改めて説明を求めたところ、次のとおり回答があった。

(ウ) 理由については承知していないが、保存年限の認識が不足していたものと思われる。

実施機関は、上記(ア)、(イ)及び(ウ)のとおり説明を行っているが、これらの説明に疑義があるものの、実施機関が本件行政文書2(6)を保有していないことを主張するのであれば、これを是認するほかなく、その他に当該行政文書が存在すると認めるに足る事情もない。

4 公益上の裁量的開示について

審査請求人は、条例第8条が原則開示を定めているとおり、実施機関の保有する情報については、できるかぎり開示されなければならない、原因究明の観点からも、条例第10条を適用して開示すべきと主張しているため、以下検討する。

条例第10条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されている場合であっても」、現に発生している、又は将来発生する可能性が高い危害等から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護する必要性がある場合等で、当該情報を開示することについて、「公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」と規定しており、条例第8条の規定により非開示とされる情報であっても、開示することの利益が非開示とされることによる利益に優越すると認められる場合があり得ることから、実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行うことができることを定めたものである。

この場合の「公益上特に必要があると認めるとき」とは、非開示情報の規定によって保護される利益と公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量して判断することになる。

審査請求人は、条例第10条に基づく公益上の理由による裁量的開示を求めているが、審査請求人は公益上開示することが特に必要であるとする具体的な理由を示しているとはいえず、当審査会が非開示とすることが妥当と判断した部分については、これを開示することによる利益が、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

5 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件処分は、結論において妥当である。

答申初稿の内容は以上になります。

三瓶会長 | ありがとうございました。審議の進め方はどのようにいたしましょうか。
事務局 | 時間がききましたので具体的な審議は次回にしたいと思います。
三瓶会長 | 分かりました。それでは、諮問第262号事案はここまでといたしまして、進行を事務局にお返しいたします。

3 事務連絡

事務局 | ・日程確認 1月29日(木)午前9時30分から午前11時30分まで
2月24日(火)午前9時30分から午前11時30分まで
以上をもちまして、本日の情報公開審査会を終了させていただきます。ありがとうございました。